

[事案 2023-254] 告知義務違反解除取消請求

・令和6年7月30日 裁定打切り

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年6月にネフローゼ症候群疑いにより入院し、また、同年7月に巣状分節性糸球体硬化症により入院したため、令和3年9月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、入院給付金が支払われなかった。しかし、令和3年8月に行った健康診断の結果は契約時には聞いておらず、後日郵送されてきた診断結果も異常なしであり、告知義務違反ではないため、契約解除の取消しおよび入院給付金の支払い、もしくは既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医師作成の回答書等からすれば、申立人は、健康診断の際、医師から尿検査で異常が認められたことの説明を受け、再検査の予約をしており、申立人の告知には告知義務違反がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、健康診断に関する状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が、健康診断当日、医師から尿検査の結果が異常であることを説明されたかどうかについては、裁定審査会に提出されている書面および申立人の事情聴取の結果だけによってこれを判断することは非常に困難である。
- (2) 本件についての事実を明らかにするためには、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、医師を含む証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を行うなどして慎重な事実確認および法的な検討をすべきであると考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられていない。